# 金沢市立小中学校屋内運動場等空調設備整備事業

## 募集要項

令和８年10月23日

金沢市

目　次

第１　募集要項等の位置づけ ..... 1
第２　事業の概要 ..... 2
１　事業名称 ..... 2
２　公共施設等の管理者 ..... 2
３　事業目的 ..... 2
４　事業の内容 ..... 2
第３　応募事業者の備えるべき要件 ..... 6
１　応募事業者の構成等 ..... 6
２　応募事業者の備えるべき参加資格要件 ..... 7
３　参加資格の喪失等 ..... 9
第４　事業者の募集及び選定に関する事項 ..... 11
１　基本的な考え方 ..... 11
２　選定の手順及びスケジュール（予定） ..... 11
３　事業者を選定しない場合 ..... 11
第５　応募に関する事項 ..... 12
１　募集の手続き ..... 12
２　応募に関する留意事項 ..... 13
３　提案上限額 ..... 15
第６　優先交渉権者の決定に関する事項 ..... 16
１　金沢市ＰＦＩ事業者選定会 ..... 16
２　優先交渉権者の決定 ..... 16
３　審査結果の通知及び公表 ..... 16
第７　提案に関する条件 ..... 17
１　選定事業者が行う業務 ..... 17
２　業務の委託 ..... 17
３　選定事業者の収入 ..... 17
４　本市によるモニタリングの実施 ..... 17
５　保険 ..... 17
６　本市と選定事業者の責任分担 ..... 17
７　財務書類の提出 ..... 18
第８　契約に関する事項 ..... 19
１　契約手続き ..... 19
２　事業契約の概要 ..... 19
３　契約金額 ..... 19
４　契約の保証 ..... 19
５　ＳＰＣに関する条件 ..... 20
６　事業者の事業契約上の地位 ..... 20
７　金融機関との協議 ..... 20

８　疑義対応 ..... 20
９　管轄裁判所の指定 ..... 20
第９　その他 ..... 21
１　法制上及び税制上の措置 ..... 21
２　財政上及び金融上の支援 ..... 21
３　事業の継続が困難となった場合の措置 ..... 21
４　情報提供 ..... 21
５　問合せ先 ..... 21
別紙１　本事業の対象施設一覧 ..... 22

【用語の定義】

| 用語 | 定義 |
|---|---|
| 本事業 | 金沢市立小中学校屋内運動場等空調設備整備事業をいう。 |
| 本市 | 金沢市をいう。 |
| 空調設備 | 室内機、室外機及び配管その他本事業において整備される冷暖房設備に関する一切の設備のことをいう。 |
| 断熱・遮熱対策 | 空調効率を高めるために行う、日射調整フィルムの貼付など、屋内運動場等の断熱性能向上に資する対策をいう。 |
| 災害対策 | 災害等の発生に伴う停電、都市ガス供給停止時にも空調設備の稼働及び電力供給を72時間以上可能にするために必要な設備を導入し、避難所における良好な生活環境を継続的に確保する対策をいう。 |
| 空調設備等 | 空調設備、断熱・遮熱対策及び災害対策をいう。 |
| 対象施設 | 空調設備等を整備する市立小中学校、市立工業高等学校、旧小学校、キゴ山ふれあい研修センター青少年交流棟をいう。 |
| 整備 | 本事業において空調設備等を新設することをいう。 |
| 整備対象設備 | 本事業において設置され、事業期間を通して維持管理業務の対象となる設備をいう。 |
| ＰＦＩ法 | 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）をいう。 |
| ＳＰＣ | 本事業を遂行するために、会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として設立する特別目的会社（Special Purpose Company）をいう。 |
| 応募事業者 | 本事業を実施するために必要な能力を備えた法人（以下に定義する構成員及び協力企業）で構成されるグループをいう。 |
| 構成員 | 応募事業者を構成する法人で、業務の一部を特別目的会社から直接受託・請負し、ＳＰＣに出資を行う法人をいう。 |
| 協力企業 | 応募事業者を構成する法人で、業務の一部を特別目的会社から直接受託・請負するが、ＳＰＣには出資を行わない法人をいう。 |
| 代表企業 | 構成員のうち、応募手続きを行い、本市との対応窓口となる１法人をいう。 |
| 優先交渉権者 | 本事業の実施に係る選定手続により、優先交渉権者と決定された、応募事業者を構成する構成企業及び協力企業を個別に又は総称していう。 |
| 選定事業者 | 本市と事業契約を締結し本事業を実施する民間事業者をいう。 |
| 実施方針等 | 実施方針、要求水準書（案）をいう。 |
| 募集要項等 | 募集要項等の公表の際に本市が公表する書類一式をいう。具体的には、募集要項、要求水準書、事業者選定基準、事業契約書（案）、基本協定書（案）、様式集、その他必要な文書をいう。 |
| 事業契約 | 本事業の実施に関し、本市と選定事業者との間で締結される契約をいう。 |
| 点検 | 機能状態や減耗の程度等をあらかじめ定めた手順により調べることをいう。 |
| 保守 | 初期の性能及び機能を維持する目的で、周期的又は継続的に行う注油、小部品・消耗品の取替え等の軽微な作業をいう。 |
| 修繕 | 劣化した部位・部材又は機器の性能・機能を原状（初期の水準）又は実用上支障のない状態まで回復させることをいう。ただし、保守の範囲に含まれる定期的な小部品・消耗品の取替え等は除く。 |

## 第１　募集要項等の位置づけ

この募集要項は、本市が、ＰＦＩ法に基づき特定事業として選定した「金沢市立小中学校屋内運動場等空調設備整備事業」を実施する民間事業者を、公募型プロポーザル方式により募集及び選定するために公表するものであり、応募事業者は募集要項等の内容を踏まえ、参加するものとする。

なお、募集要項等と実施方針及び実施方針等に関する質問・意見に対する回答に相違のある場合は、募集要項等の内容を優先するものとし、募集要項等に記載がない事項については、募集要項等に関する質問に対する回答によるものとする。

## 第２　事業の概要

### １　事業名称

金沢市立小中学校屋内運動場等空調設備整備事業

### ２　公共施設の管理者

金沢市長 村山　卓

### ３　事業目的

本事業は、ＰＦＩ手法の導入により民間事業者の技術的知見・能力等を最大限に活用し、短期間での整備による学校間の公平性を確保して進めるものであり、近年の猛暑の中での体育授業時の児童生徒等の熱中症対策などの教育環境の改善と令和６年能登半島地震や奥能登豪雨災害などを踏まえた自然災害発生時の地域の避難所としても利用される屋内運動場等の生活環境の改善を目的とする。

さらに、維持管理を含めた効率的かつ効果的な運用を行うことで、本市の財政負担の縮減を図るとともに、政府が提唱する「地域循環共生圏」や「ローカルＰＦＩ」等の趣旨に沿った事業とすることにより、地域経済・地域社会に、より多くのメリットをもたらすことも目的とする。

### ４　事業の内容

対象施設87施設（整備箇所数107箇所）において、屋内運動場等を対象に空調設備等の整備を実施する。また、事業期間を通して整備対象設備の維持管理を行う。

なお、対象施設及び所在地は、「別紙１　本事業の対象施設一覧」を参照すること。ただし、対象施設は今後変更する可能性がある。

#### (1)　業務範囲

本事業の対象となる業務の範囲は次のとおりとする。ただし、対象施設によっては、⑤維持管理業務又は⑥所有権移転後の移設業務のみを業務範囲とする場合がある。また、⑦その他の業務の実施は必須とせず、選定事業者の提案に基づいて実施するものとする。

**① 設計業務**

a. 設計のための事前調査業務

b. 設計業務

c. その他、付随する業務（モニタリング実施計画書の作成及び提出、並びに調整、報告、申請、検査、セルフモニタリングによる確認・報告、本市が行うモニタリングへの協力、本市が行う交付金・補助金等の申請に係る協力及び諸資料の提出等。なお、調整業務には、対象施設との調整も含む。）

**② 施工業務**

a. 施工のための事前調査業務

b. 整備に伴う一切の工事（新たな空調設備等の設置、エネルギー関連の設備の整備、花壇その他既存物の撤去、散水栓その他既存施設の移設・機能回復等を含む。）

c. その他、付随する業務（モニタリング実施計画書の作成及び提出、並びに調整、報告、申請、検査、セルフモニタリングによる確認・報告、本市が行うモニタリングへの協力、本市が行う交付金・補助金等の申請に係る協力及び諸資料の提出等。なお、調整業務には、対象施設との調整も含む。）

**③ 工事監理業務**

a. 施工に係る工事監理業務

b. その他、付随する業務（モニタリング実施計画書の作成及び提出、並びに調整、報告、申請、検査等。なお、調整業務には、対象施設との調整も含む。）

**④ 所有権移転業務**

a. 施工完了後の整備対象設備の本市への所有権の移転業務

**⑤ 維持管理業務**

a. 維持管理のための事前調査業務

b. 整備対象設備の性能の維持に必要となる一切の業務（空調設備等を事業期間内に利用できる状態に保つために必要な定期点検、保守、修繕、フィルター清掃、消耗品交換、その他一切の設備保守管理業務等）

c. 整備対象設備に係る緊急時対応業務（問合せ対応、緊急修繕等）

d. 整備対象設備の運用に係るデータ計測・記録業務

e. 整備対象設備の運用に係るアドバイス業務（運転マニュアルの作成、省エネ運用に関する助言等）

f. 整備対象設備の法定点検業務（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）に係る点検業務等）

g. その他、付随する業務（モニタリング実施計画書、計画書・手順書・帳票等の作成、調整、維持管理記録の提出・報告、セルフモニタリングによる確認・報告、本市が行うモニタリングへの協力等。なお、調整業務には、対象施設との調整も含む。）

**⑥ 所有権移転後の移設業務**

a. 空調設備等の所有権移転後に、対象施設の統合、改修・改築工事、設備工事等により空調設備等（断熱・遮熱対策を除く）の移設（設備の保管を含む。）が必要となった場合の移設業務。なお、移設業務に係る費用は、本市と選定事業者が別途に締結する契約に基づき、本市の負担とし、移設に伴い一時的に取り外した空調設備等

（断熱・遮熱対策を除く）を保管する場所は本市が別途指定する。

**⑦ その他の業務**

a. 設計業務、施工業務、工事監理業務、所有権移転業務、維持管理業務、所有権移転後の移設業務以外で、本事業を実施するうえで必要な業務

**⑧ 本市が行う業務**

a. エネルギー調達・供給業務

熱源供給については、本事業の範囲に含めないこととし、施工業務及び維持管理業務等に伴う光熱水費や空調設備等（断熱・遮熱対策を除く）の運転に必要となる光熱水費については、本市が負担する。ただし、LPガスバルクタンク又はLPガスボンベ、非常用発電設備の燃料は満タンの状態で引き渡すこととし、その光熱費は選定事業者の負担とする。

## ⑵ 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から、令和25年３月末までとする。

## ⑶ 事業スケジュール

本事業の主なスケジュールは以下のとおりとする。

| | |
|---|---|
| 契約締結日 | 令和９年３月 |
| 設計期間 | 事業契約締結日～令和12年３月<br>（設計期間の短縮については選定事業者の提案による。） |
| 施工期間 | 事業契約締結日～令和12年３月<br>（施工期間の短縮については選定事業者の提案による。）<br>整備対象設備の引き渡しは、施工期間内の月末ごと、対象施設ごとに行うこととする。 |
| 維持管理期間 | 令和９年度施工分 令和９年度中～令和25年３月末<br>令和10年度施工分 令和10年度中～令和25年３月末<br>令和11年度施工分　令和11年度中～令和25年３月末<br><br>引き渡しを行った日の属する月の翌月の初日から、当該引き渡しを行った整備対象設備の維持管理期間を開始する。 |
| 事業終了 | 令和25年３月31日 |

## ⑷ 事業方式

本事業は、ＰＦＩ法に基づき、選定事業者が、自らの資金で空調設備等の整備に係る設計業務、施工業務、工事監理業務を実施し、設置完了後、本市に所有権を移転し、事業期

間を通して維持管理業務等を行うＢＴＯ（Ｂｕｉｌｄ－Ｔｒａｎｓｆｅｒ－Ｏｐｅｒａｔｅ）方式により実施する。また、内閣府「ＰＰＰ/ＰＦＩ推進アクションプラン（令和８年改訂版）」における「ローカルＰＦＩ」に沿うものとする。

## 第３　応募事業者の備えるべき要件

### １　応募事業者の構成等

#### ⑴　応募事業者の構成

㋐応募事業者は、設計業務を行う企業、施工業務を行う企業、工事監理業務を行う企業、維持管理業務を行う企業、その他業務を行う企業により構成されるものとする。その他業務を行う企業を必ずしも構成員に含める必要はないが、設計業務を行う企業、施工業務を行う企業、工事監理業務を行う企業、維持管理業務を行う企業は構成員に１社以上含めること。

㋑応募事業者は、構成員あるいは構成員と協力企業により構成される企業グループとする。

㋒応募事業者は、構成員の中から代表企業を定め、代表企業が参加手続等を行うこと。代表企業は金沢市内に本店又は営業所を有すること。

㋓本事業を実施する者として選定された応募事業者は、構成員からの出資によりＳＰＣを金沢市内に設立するものとし、事業期間中は金沢市外に移転させないものとする。ＳＰＣの本店所在地を変更する場合は、本市に対し、事前に書面で通知するものとする。

㋔応募事業者は、構成員の企業名及びそれらの者が携わる業務を参加表明書において、明らかにするものとする。なお、応募事業者に協力企業を含む場合には、協力企業の企業名及びそれらの者が携わる業務を明らかにするものとする。

㋕構成員は、ＳＰＣの株主総会における全議決権の２分の１を超える議決権を保有するものとし、かつ、代表企業の議決権保有割合は出資者中最大となること。

㋖構成員以外の者がＳＰＣの出資者になることは可能であるが、当該出資者の議決権保有割合は、全事業期間において全議決権の２分の１未満とする。

㋗すべての出資者は、事業契約が終了するまでＳＰＣの株式を保有するものとし、本市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。

㋘その他の業務を行う企業が構成員となる場合は設計業務、施工業務、工事監理業務及び維持管理業務以外の業務を行うものとして、その他の業務を行う企業が行う業務内容を明らかにするものとする。

#### ⑵　複数業務の禁止

応募事業者の構成員及び協力企業が、第２－４－⑴に示す複数の業務を兼ねて実施することは妨げるものではないが、同一の対象施設における「施工業務」と「工事監理業務」を同一の企業又は資本面若しくは人事面において密接な関連のある企業が兼ねることはできない。

なお、本事業において、「資本面において密接な関連のある企業」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている企業をいい、「人事面において密接な関連のある企業」とは、当該企業の役員（会社法第329条第１項の規定による役員（社外取締役及び社外監査役の場合を除く。））をいう。

#### ⑶　複数応募の禁止

応募事業者の構成員及び協力企業は、他の応募事業者の構成員及び協力企業になることはで

きない。また、各業務を担当する企業及び同企業と資本面又は人事面において密接な関連のある企業についても、他の応募事業者の構成員及び協力企業になることはできない。

ただし、本市がＳＰＣとの事業契約を締結後、選定されなかった応募事業者の協力企業が、選定事業者の業務等について協力企業として参画することは可能とする。

### ⑷　構成員又は協力企業の変更及び追加

構成員の変更及び追加は、参加資格確認書類受付以降は原則として認めない。

協力企業の変更及び追加は、事業契約締結後に限り選定事業者の申出により、当該申出について本市が変更及び追加を認めた場合には、追加及び変更を認める。

### ⑸　市内企業の事業参画

本事業の実施に当たって、構成員及び協力企業は、市内企業を積極的に加えるように努めるとともに、工事開始から維持管理期間満了までの間、必要な資器材、飲食物、消耗品等を市内企業から調達するなど、市内企業の育成や地域経済の振興に配慮すること。

## ２　応募事業者の備えるべき参加資格要件

応募事業者の構成員及び協力企業は、参加資格確認書類の受付締切日（以下「参加資格確認基準日」という。）において、次の参加資格要件を全て満たすことを必要とする。なお、参加資格確認基準日以降においても応募事業者の構成員及び協力企業が次の参加要件を満たさないこととなった場合、本市は当該参加資格を取り消すことがある。

### ⑴　応募事業者の共通資格要件

⑺応募事業者の構成員及び協力企業のすべてが、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定及びＰＦＩ法第９条に定めのある欠格事由に該当しない者であること。

⑴応募事業者の構成員及び協力企業のすべてが、建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項又は第５項の規定による営業停止処分（本市において本事業で担当する業務に応じた建設工事業の営業ができないものに限る。）を受けていない者、金沢市入札参加資格者指名停止措置要領に基づく停止措置を受けていない者、金沢市暴力団排除条例に基づく契約排除措置に基づく入札等除外措置を受けていない者であること。

⑼応募事業者の構成員及び協力企業のすべてが、金沢市ＰＦＩ事業者選定会の選定員が属する組織、企業、又はその組織、企業と資本面若しくは人事面において密接な関連がない企業であること。

⑽応募事業者の構成員及び協力企業のすべてが、経営不振の状態（整理開始の申立て又は通告がされたとき、破産の申立てがされたとき、再生手続開始の申立てがされたとき、更生手続開始の申立てがされたとき及び手形又は小切手が不渡りになったときをいう。）にない者であること。

⑻応募事業者の構成員及び協力企業のすべてが、参加資格確認基準日において納期の到来した市税及び提出日の１か月前までに納期限の到来した国税（所得税又は法人税及び消費税等を

いう。）を完納している者であること。

(ｶ)応募事業者の構成員及び協力企業のすべてが、雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険に事業主として加入していること。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。

(ｷ)応募事業者の構成員及び協力企業のすべてが、本市が本事業のアドバイザリー業務を委託している者及び当該アドバイザリー業務において提携関係にある者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において密接な関連がない企業であること。

※ 本事業のアドバイザリー業務に関与した者は、次に掲げるとおりである。

- 株式会社オリエンタルコンサルタンツ
- アンダーソン・毛利・友常 法律事務所 外国法共同事業

### ⑵ 業務を遂行する応募事業者の参加資格要件

①～⑤の各業務を行う応募事業者の構成員及び協力企業は、以下に掲げる各要件を満たすこと。なお、本公募型プロポーザル方式の募集要項公表の日時点において、令和８年度を対象期間とする金沢市入札参加有資格者名簿に登録されていない場合、信用確認のため、参加資格確認基準日までに本市の入札参加資格審査の申請を行うことにより応募者となることができるが、入札参加資格審査には時間を有することも想定されることから、余裕を持って申請すること。ただし、参加資格審査結果までに有資格者とならなかった場合は失格とする。

※ 申請受付期間：毎月20日までに到着した申請書について審査を行い、入札参加資格を有すると決定された場合、翌月１日の登録となる

#### ①「設計業務」を行う者の要件

(ｱ)常勤の自社社員で、かつ、資格確認書類提出日において引き続き３箇月以上の雇用関係がある建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を持つ者を有していること。

(ｲ)構成員又は協力企業で設計業務を行う企業のうち少なくとも１社は、平成28年度以降に完了した、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の空調設備工事（官民問わず。）を元請として設計した実績を有していること。

(ｳ)構成員又は協力企業で設計業務を行う企業は、令和８年度「金沢市入札参加有資格者名簿」に登録されていること。なお、そのうち少なくとも１社は、市内に本店を有していること。

#### ②「施工業務」及び「移設業務」を行う者の要件

(ｱ)構成員及び協力企業のうち施工業務を行う企業は、建設業法第３条第１項の規定による「管工事」の許可を受けていること。なお、そのうち少なくとも１社は、建設業法第３条第１項の規定による特定建設業の許可を受けていること。

(ｲ)構成員又は協力企業で施工業務を行う企業のうち少なくとも１社は、平成28年度以降に完了した、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の空調設備工事（官民問わず。）を元請として施工し、引き渡した実績を有していること。

(ｳ)構成員又は協力企業で施工業務を行う企業は、令和８年度「金沢市入札参加有資格者名簿」に登録されていること。なお、そのうち少なくとも１社は、市内に本店を有している

こと。

**③「工事監理業務」を行う者の要件**

(ｱ)常勤の自社社員で、かつ、資格確認書類提出日において引き続き３箇月以上の雇用関係がある建築士法に基づく設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を持つ者を有していること。

(ｲ)構成員又は協力企業で工事監理業務を行う企業のうち少なくとも１社は、平成28年度以降に完了した、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の空調設備工事（官民問わず。）を元請として設計又は工事監理した実績を有していること。

(ｳ)構成員又は協力企業で工事監理業務を行う企業は、令和８年度「金沢市入札参加有資格者名簿」に登録されていること。なお、そのうち少なくとも１社は、市内に本店を有していること。

**④「維持管理業務」を行う者の要件**

(ｱ)維持管理業務を行うに当たって、選択したエネルギー方式での運用に必要となる場合、その資格を持つ者を配置できること。

(ｲ)構成員又は協力企業で維持管理業務を行う企業のうち少なくとも１社は、平成28年度以降に完了した、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の空調設備を元請けとして連続10カ月以上維持管理した実績を有していること（ビルメンテナンス契約など建物の一括管理契約に含む場合も可とする。）。

(ｳ)構成員又は協力企業で維持管理業務を行う企業は、令和８年度「金沢市入札参加有資格者名簿」に登録されていること。なお、そのうち少なくとも１社は、市内に本店を有していること。

**⑤　「その他の業務」を行う者の要件**

(ｱ)設計業務、施工業務、工事監理業務、所有権移転業務、維持管理業務、所有権移転後の移設業務以外で、本事業を実施するうえで必要な業務を行う者であること。

(ｲ)構成員又は協力企業でその他の業務を行う企業は、令和８年度「金沢市入札参加有資格者名簿」に登録されていること。

## ３　参加資格の喪失等

(1)　参加資格確認書類に、事実と異なる記載があることが判明した場合には、当該書類を提出した応募事業者は当初から参加していなかったものとみなす。

(2)　応募事業者の代表企業が、参加資格確認基準日から提案書の受付締切日の前日までの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合は、当該応募事業者の参加資格を取り消す。

(3)　応募事業者の構成員（代表企業を除く。）又は協力企業が、参加資格確認基準日から提案書の受付締切日の前日までの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合は、当該応募事業者の参加資格を取り消すことがある。ただし、参加資格確認基準日から提案書の受付締切日の前日までの間に、応募事業者が、参加資格要件を満たさなくなった応募事業者を除いた参加資格要件を満たしている企業（以下「残存企業」という。）のみとなった場合又は参加資格要件を満たさなくなった企業（以下「喪失企業」という。）と同等の能力及び実績を有する新たな企業を構成員若しくは協力企業として加えた場合において、応募事業者の再編成を本市に申請し、提案書の受付締切日までに本市が認めたときは、当該応募事業者の参加資格は引き続き有効とする。なお、残存企業のみで応募事業者の再編成を本市に申請する場合は、当

該残存企業のみで応募事業者の参加資格要件をすべて満たしていることを必要とし、当該申請においては、喪失企業が行う予定であった業務を代替する企業の特定も行うこと。

(4) 本事業の実施方針等の公表日以降に、本事業に参加しようとする者やそれとみなせる団体等が、「金沢市ＰＦＩ事業者選定会」の選定員に対して、本事業に関する情報収集等のために接触を試みた場合は、本事業の参加資格を失うものとする。

## 第４　事業者の募集及び選定に関する事項

### １　基本的な考え方

本事業は、選定事業者に設計、施工、工事監理、維持管理及びこれに付随し関連する一切の業務の実施を求めるもので、事業期間も長期にわたることから、選定事業者には本事業を確実に遂行できる総合的な能力が求められる。

したがって、優先交渉権者の選定に当たっては、競争性、公平性及び透明性の確保に配慮したうえで、市が支払うサービス対価の額に加え、応募事業者の設計、施工、工事監理及び維持管理に関する高度な知識や技術力、豊富な経験、創意工夫等の独創性を備えた業務遂行能力、資金調達能力及び事業計画の妥当性等を総合的に評価する公募型プロポーザル方式により行うものとする。

### ２　選定の手順及びスケジュール（予定）

| 日程（予定） | 内　容 |
|---|---|
| 令和８年10月23日 | 募集要項等の公表 |
| 令和８年11月２日まで | 募集要項等に関する質問の受付 |
| 令和８年11月中旬 | 募集要項等に関する質問の回答の公表 |
| 令和８年12月４日まで | 参加表明書及び参加資格確認書類等の受付締切 |
| 令和８年12月11日 | 参加資格審査結果の通知 |
| 令和８年12月21日まで | 提案書の受付締切 |
| 令和９年１月中旬 | 事業提案審査（プレゼンテーション・ヒアリング等） |
| 令和９年１月中旬 | 優先交渉権者の決定及び公表 |
| 令和９年１月下旬 | 基本協定の締結 |
| 令和９年２月中旬 | 仮契約の締結 |
| 令和９年３月下旬 | 本契約の締結（議会の議決） |

### ３　事業者を選定しない場合

事業者の募集及び選定において、最終的に応募事業者がいない場合、又は本事業をＰＦＩ法に基づく事業として実施することが適当であると客観的に評価された提案がない場合には、優先交渉権者を選定せず、本事業に係る特定事業の選定を取り消すことがある。

この場合、本市はその旨を本市ホームページにおいて公表する。

## 第５　応募に関する事項

### １　募集の手続き

#### ⑴　募集要項等に関する質問の受付及び回答

以下のとおり、募集要項等に記載された内容に関する質問を受け付け、回答を公表する。

①　受付期間

令和８年10月23日（金）から令和８年11月２日（月）17時まで

②　提出方法

本市のホームページから「（様式１－１）募集要項等に関する質問書」のファイルをダウンロードし、募集要項等に関する質問事項を簡潔にまとめて入力のうえ、第９－５に示す問合せ先に電子メールに添付して提出すること。（ファイル形式はMicrosoft Excel）

なお、メールの件名は「【空調ＰＦＩ】募集要項等に関する質問書（企業名）」と明記すること。

③　回答方法

質問に対する回答は、令和８年11月中旬に本市のホームページにおいて公表する。

この際、提出された質問事項を踏まえ、募集要項等の内容を変更する場合がある。

なお、得られた質問及び意見について、競争上の地位その他正当な利益の保護の観点から不開示とすることが妥当であると判断したものについては、質問、意見及び回答を公表しない場合がある。

#### ⑵　参加表明書及び参加資格確認書類等の受付

本事業の公募に参加しようとする民間事業者は、参加表明書及び参加資格確認書類を提出すること。

①　受付期間

令和８年10月23日（金）から令和８年12月４日（金）まで

②　提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、配達記録が残る方法に限る。）により、第９－５に示す問合せ先に提出すること。

※持参の場合は９時から17時までの間に限り、郵送の場合は受付期間内必着

#### ⑶　参加資格審査結果の通知

参加資格審査の結果は、令和８年12月11日（金）までに代表企業に対して通知する。

なお、参加資格審査の結果、参加資格がないと認められた参加希望者は、通知をした日の翌日から起算して７日（土日祝日等を含まない。）以内に、本市に対し「（様式２－15）参加資格がないと認められた場合の説明要求書」により理由について説明を求めることができ、本市は説明を求めた者に対し、説明要求ができる最終日の翌日から起算

して10日以内に書面により回答するものとする。

### ⑷　提案書等の受付

応募事業者は、以下のとおり、様式集３に示す「提案時の提出書類」を提出すること。

①　提案書の受付締切日時

令和８年12月21日（月）17時

提案書の受付締切日時に遅れた場合は、失格とする。

②　提案書の提出方法

持参又は郵送により、第９－５に示す問合せ先に提出すること。

なお、郵送の場合は、配達記録が残る方法に限ることとし、提案書の受付締切日の前日17時までに到着するよう発送すること。

③　応募を辞退する場合

参加資格が確認された応募事業者が応募を辞退する場合は、提案書の受付締切日の前日17時までに、「（様式３－１）辞退届」を第９－５に示す問合せ先に提出すること。なお、提出方法は②に準ずる。

### ⑸　プレゼンテーション・ヒアリング等の実施

応募事業者に対し、令和９年１月中旬（予定）に提案書の内容に関するプレゼンテーション・ヒアリング等を実施する。具体的な実施方法は、後日、代表企業に対して通知する。

## ２　応募に関する留意事項

⑴　募集要項等の承諾

応募事業者は、提案書等の提出をもって、募集要項等及び追加資料の記載内容（募集要項等に記載の条例、規則、要綱、要領等については、最新版が適用されることも含む。）を承諾したものとみなす。

⑵　費用負担

応募に必要となる費用は、すべて応募事業者の負担とする。

⑶　使用する言語、通貨単位及び時刻

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成４年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(4)　提出書類の取扱い

①　著作権

応募事業者が提出した提案書の著作権は、当該提案書を提出した応募事業者に帰属する。

ただし、本市が本事業の公表等に関し必要と判断した場合には、一部又は全部を無償で使用できる。また、優先交渉権者以外の提案については本事業の公表以外の目的には使用しない。

②　特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った応募事業者が負う。

③　変更等の禁止

本市から指示する場合を除き、提出された書類の変更、差し替え及び再提出は認めない。

④　その他

提出された書類は返却しない。

(5)　本市からの提示資料の取扱い

応募事業者（応募を辞退した者を含む。）は、本市が提示する一切の資料について、本事業の応募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(6)　応募無効に関する事項

以下のいずれかに該当する応募は、無効とする。

なお、優先交渉権者の決定後において、当該優先交渉権者が無効の応募を行っていたことが判明した場合には、優先交渉権者の決定を取り消す。

①　応募事業者に必要な資格のない者が応募したもの
②　虚偽の参加資格確認申請を行った者が応募したもの
③　提案書等が所定の日時までに到着しなかったもの
④　同一の応募事業者から複数の提案書等が出されたもの
⑤　提案書等に必要な記名押印のないもの
⑥　金額その他主要事項の記載が不明確なもの
⑦　応募事業者が明らかに協定して応募するなど応募に際し不正の行為があったと認められるもの
⑧　応募事業者の構成員（代表企業を除く。）又は協力企業が、提案書の受付締切日から

優先交渉権者決定日までの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合（残存企業のみとなった場合又は喪失企業と同等の能力及び実績を有する新たな企業を構成員若しくは協力企業として加えた場合において、応募事業者の再編成を本市に申請し、優先交渉権者決定日までに本市が認めた場合を除く）。なお、残存企業のみで応募事業者の再編成を本市に申請する場合は、当該残存企業のみで応募事業者の参加資格要件をすべて満たしていることを必要とし、当該申請においては、喪失企業が行う予定であった業務を代替する企業の特定も行うこと。

⑨　その他応募に関する条件に違反したもの

(7)　募集・評価・選定の中止等

天災地変等やむを得ない理由により、事業者の募集、評価及び選定ができないときは、これを延期し、又は中止する場合がある。

また、応募事業者の談合（連合）の疑い、不正不穏行動等により募集及び選定を公正に執行できないと認められるときには、募集及び選定を延期し、又は中止することがある。

(8)　その他

募集要項等に定めるもののほか、募集、評価及び選定に当たって必要な事項が生じた場合には、代表企業に通知する。

## ３　提案上限額

本事業の提案上限額は、18,600,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）とする。なお、市の算定根拠は公表しない。

## 第６　優先交渉権者の決定に関する事項

### １　金沢市ＰＦＩ事業者選定会

本市は、提案内容の審査に関して、幅広い専門的見地からの意見を参考とするために、学識経験者で構成される「金沢市ＰＦＩ事業者選定会」（以下「選定会」という。）を設置した。

なお、本市が設置した選定会の委員は次のとおりである。

（敬称略）

| | |
|---|---|
| 佐藤　清和 | 金沢大学人間社会研究域経済学経営学系教授 |
| 永野　紳一郎 | 金沢工業大学建築学部建築学科教授 |
| 難波　悠 | 東洋大学経済学研究科公民連携専攻教授 |
| 米田　満 | 公認会計士 |
| 山田　啓之 | 金沢市副市長 |

### ２　優先交渉権者の決定

本市は、具体的な評価基準等を示した事業者選定基準に従い、応募事業者の審査を実施することとし、選定会において、応募事業者からの提案書について、提案価格、事業方針、事業実施体制その他の条件を総合的に評価し、最も優れた提案を行ったと認められる者を優先交渉権者として選定する。本市は、選定会の選定結果を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

### ３　審査結果の通知及び公表

本市は、選定会の意見聴取結果を踏まえた審査結果をまとめ、優先交渉権者決定後、全ての代表企業に対して通知するとともに、審査結果及び審査講評について、本市ホームページにおいて公表する。

## 第７　提案に関する条件

本事業の提案に関する条件は以下のとおりとする。応募事業者は、これらの条件を踏まえて、提案書類を作成するものとする。

なお、応募事業者の提案が要求水準書に示す要件を満たしていない場合は失格とする。

### １　選定事業者が行う業務

選定事業者が行う業務は、第２－４－(1)に示すとおりとし、詳細は要求水準書に示す。

### ２　業務の委託

選定事業者は、優先交渉権者が提案書類で示したとおりに、構成員又は協力企業に本事業の業務を委託し、又は請け負わせるものとし、本市の承諾を得た場合に限り、提案書類に示していない第三者に本事業の業務を委託し、又は請け負わせることができる。

なお、第三者への業務の委託又は請負は、すべて選定事業者の責任において行うものとし、選定事業者が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた増加費用及び損害は、その原因及び結果の如何にかかわらず、すべて選定事業者が責任を負うものとする。

### ３　選定事業者の収入

本市は、選定事業者との間で締結する事業契約に従い、選定事業者からサービスを購入する対価として、選定事業者に対し、設計業務、施工業務、工事監理業務及び所有権移転業務に係る対価並びに維持管理業務に係る対価を支払う。

支払方法等については、事業契約書（案）に示す。

### ４　本市によるモニタリングの実施

本市は、事業期間中、選定事業者が行う業務に関するモニタリングを行う。選定事業者が提供する本事業のサービスが、事業契約書において定められたサービス水準を満たしていない場合には、事業契約書に基づきサービス対価を減額する。

詳細については、事業契約書（案）に示す。

### ５　保険

事業契約書（案）に示す。

### ６　本市と選定事業者の責任分担

#### (1)　基本的考え方

本事業においては、最も適切にリスクを管理することのできる者が当該リスクを負うとの考え方に基づき、本市と選定事業者が適正にリスクを分担することを基本とする。

したがって、選定事業者が担当する業務に係るリスクについては、基本的には選定事業者が負うものとする。ただし、本市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、本市がそのすべて又は一部を負うこととする。

#### (2)　予想されるリスクと責任分担

本市と選定事業者の責任分担は、事業契約書（案）に示すとおりであり、応募事業者は、負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うこと。

## 7　財務書類の提出

選定事業者は、毎事業年度経過後３か月以内に、公認会計士又は監査法人による監査済みの当該事業年度の財務書類を自己の費用で作成し、本市に提出すること。

## 第８　契約に関する事項

### １　契約手続き

(1)　本市と優先交渉権者は、事業契約の締結に係る基本協定に関し、基本協定書（案）の内容について、提案書等の提出時に確定していなかった点以外は変更しないものとし、速やかに締結する。

(2)　優先交渉権者は、基本協定の締結後、速やかにＳＰＣを設立する。

(3)　本市とＳＰＣは、基本協定に基づき、令和９年２月中旬を目途に事業契約の仮契約（以下「仮契約」という。）を締結するよう努めるものとする。

(4)　仮契約は、事業契約の締結に関する議案が金沢市議会で議決されたときに本契約となる。なお、本市は、当該議案が金沢市議会で議決されなかった場合でも、仮契約の相手方に対していかなる責任も負わない。

(5)　優先交渉権者の代表企業が、優先交渉権者の決定日から事業契約が本契約となるまでの間に、参加資格要件を満たさなくなったときは、仮契約を締結しないこととし、又は解除する。この場合において、本市が仮契約を締結しないこととし、又は解除したことにより優先交渉権者に生じた損害について、本市はいかなる責任も負わない。

(6)　優先交渉権者の構成員（代表企業を除く。）又は協力企業が、優先交渉権者の決定日から事業契約が本契約となるまでの間に、参加資格要件を満たさなくなったときは、仮契約を締結しないこととし、又は解除する場合がある。この場合において、本市が仮契約を締結しないこととし、又は解除したことにより優先交渉権者に生じた損害について、本市はいかなる責任も負わない。

(7)　優先交渉権者の決定日から事業契約が本契約となるまでの間に、構成員（代表企業を除く。）又は協力企業が参加資格要件を満たさなくなった優先交渉権者が、残存企業のみとなった場合又は喪失企業と同等の能力及び実績を有する新たな企業を構成員若しくは協力企業として加えた場合において、優先交渉権者の再編成を本市に申請し、事業契約が本契約となるまでに本市が認めたときは、本市は再編成後の優先交渉権者と事業契約を締結できるものとする。なお、残存企業のみで優先交渉権者の再編成を本市に申請する場合は、当該残存企業のみで応募事業者の参加資格要件をすべて満たしていることを必要とし、当該申請においては、喪失企業が行う予定であった業務を代替する企業の特定も行うこと。

### ２　事業契約の概要

事業契約において、選定事業者が遂行すべき設計業務、施工業務、工事監理業務、維持管理業務及び移設業務等に関する業務内容、業務期間、リスク分担並びにサービス対価の額及び支払方法等を定める。

なお、維持管理業務の詳細の仕様については、提案書等、要求水準書及び事業契約書に定められた水準に基づき、本市と協議の上、作成し、業務開始までに本市の承諾を得ること。

### ３　契約金額

契約金額は、提案上限額（消費税額及び地方消費税額を含む。）を超えない範囲で、提案価格を踏まえ、本市と優先交渉権者の間の契約金額に係る交渉により決定する。

### ４　契約の保証

事業契約書（案）に示す。

## ５　ＳＰＣに関する条件

(1)　本店の所在地は、金沢市内とし、事業期間中は金沢市外に移転させないこと。なお、ＳＰＣの本店所在地を変更する場合は、本市に対し、事前に書面で通知すること。

(2)　ＳＰＣは、その資本金が本事業を安定的に実施するのに十分な額である閉鎖会社であり、取締役会及び監査役を設置する株式会社であること。

(3)　全ての出資者は、事業契約が終了するまでＳＰＣの株式を保有するものとし、本市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。

(4)　構成員は、ＳＰＣの株主総会における全議決権の２分の１を超える議決権を保有するものとし、かつ、代表企業の議決権保有割合は出資者中最大となること。

(5)　構成員以外の者がＳＰＣの出資者になることは可能であるが、当該出資者の議決権保有割合は、全事業期間において全議決権の２分の１未満とする。

(6)　代表企業は、ＳＰＣが市に対して負担する一切の債務について、ＳＰＣと連帯して負担する。

## ６　事業者の事業契約上の地位

本市の事前の承諾がある場合を除き、選定事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。株式、新株予約権付社債を新たに発行しようとする場合も同様とする。

## ７　金融機関との協議

選定事業者は、本市が本事業に関して、事業の継続性をできるだけ確保する目的で、選定事業者に融資する金融機関（以下「融資金融機関」という。）と協議を行い、直接協定を締結する場合があることを予め承諾すること。かかる協議においては、概ね以下の事項を定める。

(1)　本市が事業契約を終了させる際の融資金融機関への通知及び協議に関する事項

(2)　選定事業者が事業契約に関する権利又は義務を融資金融機関又はその指定する第三者に譲渡し、又は担保提供する場合の本市の書面による承諾に関する事項

(3)　融資金融機関が選定事業者から担保提供を受けた権利を実行する際の本市との協議に関する事項

## ８　疑義対応

事業契約の解釈について疑義が生じた場合は、本市とＳＰＣは誠意を持って協議の上、その解決を図るものとする。

## ９　管轄裁判所の指定

事業契約に関する紛争については、金沢地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

## 第９　その他

### １　法制上及び税制上の措置

選定事業者が本事業を実施するに当たり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

### ２　財政上及び金融上の支援

選定事業者が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、本市は、必要に応じて、これらの支援を選定事業者が受けることができるように協力する。

### ３　事業の継続が困難となった場合の措置

本事業の継続が困難となった場合の措置の詳細については、事業契約に定める。

### ４　情報提供

本事業に関する情報は、適宜、本市のホームページに掲載し提供する。

### ５　問合せ先

募集要項等に関する問合せ先は以下のとおり。

なお、問合せに対する回答については、公平を期すため、本市のホームページにおける公表により実施する。

担　当：金沢市教育委員会 教育施設課
住　所：〒920-8577　石川県金沢市柿木畠1-1（金沢市役所第二本庁舎１階）
電　話：076-220-2433
電子メールアドレス：k_shisetsu@city.kanazawa.lg.jp

別紙１　本事業の対象施設一覧

| No. | 施設名 | 児童生徒数<br>（令和８年５月１日時点） | 対象諸室 | 住所 | 避難所区分<br>〇：拠点避難所<br>空欄：指定避難所 | 都市ガス<br>供給エリア | 床面積<br>（㎡） | エネルギー<br>種別 | 重塩害・<br>塩害地区 | 室外機台数<br>（56kw/台） | 課金システム<br>（料金徴収システム） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 泉小 | 582 | 第１体育館 | 弥生 1-26-1 | ○ | ○ | 781.48 | 都市ガス | | 3 | ○ |
| 2 | 中村町小 | 249 | 第１体育館 | 中村町 26-12 | ○ | ○ | 696.30 | 都市ガス | | 3 | ○ |
| 3 | 十一屋小 | 236 | 第１体育館 | 十一屋町 3-45 | ○ | ○ | 711.63 | LPG | | 3 | ○ |
| 4 | 泉野小 | 449 | 第１体育館 | 緑が丘 4-64 | ○ | ○ | 696.74 | 都市ガス | | 3 | ○ |
| 5 | 泉野小 | 同上 | ピロティ | 同上 | 同上 | 同上 | 650.00 | 都市ガス | | 3 | ○ |
| 6 | 犀桜小 | 324 | 第１体育館 | 菊川 1-2-15 | ○ | ○ | 551.25 | 都市ガス | | 2 | ○ |
| 7 | 犀桜小 | 同上 | プレイルーム | 同上 | 同上 | 同上 | 511.86 | 都市ガス | | 2 | ○ |
| 8 | 小立野小 | 486 | 第１体育館 | 小立野 4-7-7 | ○ | ○ | 678.53 | LPG | | 3 | ○ |
| 9 | 兼六小 | 365 | 第１体育館 | 小将町 1-15 | ○ | ○ | 1,125.62 | 都市ガス | | 5 | ○ |
| 10 | 兼六小 | 同上 | プレイルーム | 同上 | 同上 | 同上 | 746.75 | 都市ガス | | 3 | ○ |
| 11 | 中央小 | 473 | 第１体育館 | 玉川町 2-1 | ○ | ○ | 691.92 | 都市ガス | | 3 | ○ |
| 12 | 芳斎分校 | 57 | 第１体育館 | 芳斉 2-3-8 | ○ | ○ | 500.76 | LPG | | 2 | ○ |
| 13 | 長田町小 | 214 | 第１体育館 | 長田 1-5-40 | ○ | ○ | 699.60 | 都市ガス | | 3 | ○ |
| 14 | 明成小 | 256 | 第１体育館 | 瓢箪町 5-48 | ○ | ○ | 673.04 | 都市ガス | | 3 | ○ |
| 15 | 明成小 | 同上 | ピロティ | 同上 | 同上 | 同上 | 414.00 | 都市ガス | | 2 | ○ |
| 16 | 諸江町小 | 582 | 第１体育館 | 北安江 2-25-1 | ○ | ○ | 687.50 | 都市ガス | | 3 | ○ |
| 17 | 諸江町小 | 同上 | ピロティ | 同上 | 同上 | 同上 | 627.00 | 都市ガス | | 3 | ○ |
| 18 | 森山町小 | 351 | 第１体育館 | 森山 2-13-50 | ○ | ○ | 493.50 | 都市ガス | | 2 | ○ |
| 19 | 森山町小 | 同上 | ピロティ | 同上 | 同上 | 同上 | 591.00 | 都市ガス | | 2 | ○ |
| 20 | 浅野町小 | 279 | 第１体育館 | 京町 35-1 | ○ | ○ | 704.00 | LPG | | 3 | ○ |
| 21 | 小坂小 | 561 | 第１体育館 | 小坂町中 142 | ○ | ○ | 699.38 | 都市ガス | | 3 | ○ |
| 22 | 小坂小 | 同上 | ピロティ | 同上 | 同上 | 同上 | 579.00 | 都市ガス | | 2 | ○ |
| 23 | 千坂小 | 593 | 第１体育館 | 千木 1-125 | ○ | | 666.60 | LPG | | 3 | ○ |
| 24 | 夕日寺小 | 213 | 第１体育館 | 東長江町に 17 | ○ | | 665.05 | LPG | | 3 | ○ |
| 25 | 夕日寺小 | 同上 | ピロティ | 同上 | 同上 | | 271.00 | LPG | | 1 | ○ |
| 26 | 大浦小 | 352 | 第１体育館 | 大浦町ヌ 87 | ○ | | 664.40 | LPG | 塩害 | 3 | ○ |
| 27 | 浅野川小 | 328 | 第１体育館 | 須崎町チ 42 | ○ | ○ | 708.62 | LPG | 塩害 | 3 | ○ |
| 28 | 鞍月小 | 830 | 第１体育館 | 南新保町リ 27-1 | ○ | ○ | 710.39 | LPG | 塩害 | 3 | ○ |
| 29 | 鞍月小 | 同上 | プレイルーム | 同上 | 同上 | 同上 | 251.71 | LPG | 同上 | 1 | ○ |
| 30 | 粟崎小 | 311 | 第１体育館 | 粟崎町へ 78 | ○ | ○ | 651.75 | LPG | 塩害 | 3 | ○ |
| 31 | 大野町小 | 125 | 第１体育館 | 大野町 1-15 | ○ | ○ | 645.00 | LPG | 重塩害 | 3 | ○ |
| 32 | 金石町小 | 260 | 第１体育館 | 金石北 4-1-1 | ○ | ○ | 698.40 | LPG | 重塩害 | 3 | ○ |
| 33 | 大徳小 | 715 | 第１体育館 | 松村 6-200 | ○ | ○ | 602.74 | 都市ガス | 塩害 | 2 | ○ |
| 34 | 戸板小 | 751 | 第１体育館 | 戸板 1-1 | ○ | ○ | 934.88 | LPG | | 4 | ○ |
| 35 | 緑小 | 518 | 第１体育館 | みどり 1-166 | ○ | ○ | 516.84 | 都市ガス | 塩害 | 2 | ○ |

| No. | 施設名 | 児童生徒数<br>（令和８年５月１日時点） | 対象諸室 | 住所 | 避難所区分<br>○：拠点避難所<br>空欄：指定避難所 | 都市ガス<br>供給エリア | 床面積<br>（㎡） | エネルギー<br>種別 | 重塩害・<br>塩害地区 | 室外機台数<br>（56kw/台） | 課金システム<br>（料金徴収システム） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 36 | 緑小 | 同上 | 第２体育館 | 同上 | 同上 | 同上 | 450.00 | 都市ガス | 同上 | 2 | ○ |
| 37 | 押野小 | 428 | 第１体育館 | 八日市 1-176 | ○ | ○ | 642.60 | 電気 | | 3 | ○ |
| 38 | 押野小 | 同上 | ピロティ | 同上 | 同上 | 同上 | 610.00 | 電気 | | 2 | ○ |
| 39 | 米丸小 | 905 | 第１体育館 | 東力町ニ 155 | ○ | ○ | 695.36 | 電気 | | 3 | ○ |
| 40 | 米丸小 | 同上 | ピロティ | 同上 | 同上 | 同上 | 646.00 | 電気 | | 3 | ○ |
| 41 | （新）三馬小 | 512 | 第１体育館 | 有松 2-111-1 | ○ | ○ | 653.62 | 都市ガス | | 3 | ○ |
| 42 | 富樫小 | 376 | 第１体育館 | 山科 3-6-60 | ○ | ○ | 645.00 | 都市ガス | | 3 | ○ |
| 43 | 額小 | 433 | 第１体育館 | 額乙丸町イ 41 | ○ | ○ | 642.60 | 都市ガス | | 3 | ○ |
| 44 | 額小 | 同上 | ピロティ | 同上 | 同上 | 同上 | 585.00 | 都市ガス | | 2 | ○ |
| 45 | 内川小 | 30 | 第１体育館 | 別所町ヰ 18 | ○ | | 630.56 | LPG | | 3 | ○ |
| 46 | 犀川小 | 199 | 第１体育館 | 末町 2-148 | ○ | | 663.30 | LPG | | 3 | ○ |
| 47 | 湯涌小 | 25 | 第１体育館 | 湯涌荒屋町 23 | ○ | | 650.60 | LPG | | 3 | ○ |
| 48 | 田上小 | 202 | 第１体育館 | 田上の里 2-1 | ○ | ○ | 731.20 | 都市ガス | | 3 | ○ |
| 49 | 医王山小 | 41 | 第１体育館 | 二俣町さ 21 | ○ | | 643.87 | LPG | | 3 | ○ |
| 50 | 森本小 | 527 | 第１体育館 | 南森本町イ 111 | ○ | | 648.70 | LPG | | 3 | ○ |
| 51 | 森本小 | 同上 | プレイルーム | 同上 | 同上 | | 374.55 | LPG | | 1 | ○ |
| 52 | 花園小 | 112 | 第１体育館 | 今町ヌ 34 | ○ | | 559.80 | LPG | | 2 | ○ |
| 53 | 不動寺小 | 82 | 第１体育館 | 不動寺町イ 33 | ○ | | 666.60 | LPG | | 3 | ○ |
| 54 | 南小立野小 | 562 | 第１体育館 | 涌波 2-5-1 | ○ | ○ | 643.56 | LPG | | 3 | ○ |
| 55 | 伏見台小 | 628 | 第１体育館 | 窪 5-335 | ○ | ○ | 640.00 | LPG | | 3 | ○ |
| 56 | 扇台小 | 313 | 第１体育館 | 馬替 1-34 | ○ | ○ | 637.50 | 都市ガス | | 3 | ○ |
| 57 | 扇台小 | 同上 | ピロティ | 同上 | 同上 | 同上 | 595.00 | 都市ガス | | 2 | ○ |
| 58 | 木曳野小 | 674 | 第１体育館 | 木曳野 1-1 | ○ | ○ | 707.36 | LPG | 塩害 | 3 | ○ |
| 59 | 三和小 | 499 | 第１体育館 | 矢木 1-74 | ○ | ○ | 733.12 | 都市ガス | 塩害 | 3 | ○ |
| 60 | 三和小 | 同上 | ピロティ | 同上 | 同上 | 同上 | 782.00 | 都市ガス | 同上 | 3 | ○ |
| 61 | 長坂台小 | 440 | 第１体育館 | 長坂 3-14-1 | ○ | ○ | 667.88 | LPG | | 3 | ○ |
| 62 | 長坂台小 | 同上 | プレイルーム | 同上 | 同上 | 同上 | 302.75 | LPG | | 1 | ○ |
| 63 | 新神田小 | 289 | 第１体育館 | 新神田 1-10-58 | ○ | ○ | 666.60 | 都市ガス | | 3 | ○ |
| 64 | 西南部小 | 539 | 第１体育館 | 八日市出町 304 | ○ | ○ | 702.22 | LPG | | 3 | ○ |
| 65 | 米泉小 | 341 | 第１体育館 | 米泉町 4-133-2 | ○ | ○ | 744.98 | LPG | | 3 | ○ |
| 66 | 四十万小 | 465 | 第１体育館 | 四十万 3-186 | ○ | ○ | 702.88 | LPG | | 3 | ○ |
| 67 | 西小 | 238 | 第１体育館 | 駅西新町 3-15-1 | ○ | ○ | 693.27 | LPG | | 3 | ○ |
| 68 | 安原小 | 262 | 第１体育館 | 福増町北 1087 | ○ | ○ | 798.16 | LPG | 塩害 | 3 | ○ |
| 69 | 杜の里小 | 378 | 第１体育館 | 若松町 3-282 | ○ | ○ | 677.09 | 都市ガス | | 3 | ○ |
| 70 | 杜の里小 | 同上 | ピロティ | 同上 | 同上 | 同上 | 241.00 | 都市ガス | | 1 | ○ |
| 71 | 朝霧台小 | 541 | 第１体育館 | 田上本町 4-28 | ○ | ○ | 804.39 | 都市ガス | | 3 | ○ |

| No. | 施設名 | 児童生徒数<br>（令和８年５月１日時点） | 対象諸室 | 住所 | 避難所区分<br>○：拠点避難所<br>空欄：指定避難所 | 都市ガス<br>供給エリア | 床面積<br>（㎡） | エネルギー<br>種別 | 重塩害・<br>塩害地区 | 室外機台数<br>（56kw/台） | 課金システム<br>（料金徴収システム） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 72 | 朝霧台小 | 同上 | プレイルーム | 同上 | 同上 | 同上 | 333.46 | 都市ガス | | 1 | ○ |
| 73 | 泉中 | 434 | 第１体育館 | 弥生 1-26-1 | | ○ | 1,097.46 | 都市ガス | | 4 | ○ |
| 74 | 野田中 | 620 | 第１体育館 | 若草町 1-23 | | ○ | 1,118.00 | 都市ガス | | 4 | ○ |
| 75 | 城南中 | 356 | 第１体育館 | 城南 1-24-1 | | ○ | 1,126.60 | 都市ガス | | 5 | ○ |
| 76 | 紫錦台中 | 451 | 第１体育館 | 飛梅町 3-30 | | ○ | 1,080.50 | LPG | | 4 | ○ |
| 77 | 紫錦台中 | 同上 | 第２体育館 | 同上 | | 同上 | 802.98 | LPG | | 3 | ○ |
| 78 | 兼六中 | 822 | 第１体育館 | 田井町 12-12 | | ○ | 1,105.00 | 都市ガス | | 4 | ○ |
| 79 | 兼六中 | 同上 | 第２体育館 | 同上 | | 同上 | 961.27 | 都市ガス | | 4 | ○ |
| 80 | 長町中 | 343 | 第１体育館 | 長町 1-10-35 | ○ | ○ | 1,442.09 | 都市ガス | | 6 | ○ |
| | 芳斎分校 | 68 | 小学校に含む | 芳斉 2-3-8 | | | | | | | |
| 81 | 高岡中 | 596 | 第１体育館 | 新神田 1-10-1 | | ○ | 918.00 | 都市ガス | | 4 | ○ |
| 82 | 高岡中 | 同上 | 第２体育館 | 同上 | | 同上 | 913.12 | 都市ガス | | 4 | ○ |
| 83 | 鳴和中 | 419 | 第１体育館 | 鳴和 2-10-60 | | ○ | 1,109.56 | 都市ガス | | 4 | ○ |
| 84 | 長田中 | 666 | 第１体育館 | 二宮町 1-1 | | ○ | 1,118.78 | 都市ガス | | 4 | ○ |
| 85 | 浅野川中 | 702 | 第１体育館 | 諸江町下丁 388 | | ○ | 1,116.31 | 都市ガス | 塩害 | 4 | ○ |
| 86 | 金石中 | 409 | 第１体育館 | 金石東 1-13-1 | | ○ | 1,113.71 | 都市ガス | 重塩害 | 4 | ○ |
| | 芝原中 | 19 | 小学校に含む | 湯涌荒屋町 23 | | | | | | | |
| 87 | 西南部中 | 778 | 第１体育館 | 新保本 1-149 | | ○ | 1,088.04 | LPG | | 4 | ○ |
| 88 | 西南部中 | 同上 | 第２体育館 | 同上 | | 同上 | 648.00 | LPG | | 3 | ○ |
| | 内川中 | 23 | 小学校に含む | 別所町ヰ 18 | | | | | | | |
| 89 | 犀生中 | 69 | 第１体育館 | 末町 10-4 | | | 988.00 | 電気 | | 4 | ○ |
| | 医王山中 | 35 | 小学校に含む | 二俣町さ 21 | | | | | | | |
| 90 | 森本中 | 399 | 第１体育館 | 弥勒町ヨ 22 | | | 1,196.79 | LPG | | 5 | ○ |
| 91 | 額中 | 491 | 第１体育館 | 額乙丸町イ 7 | | ○ | 916.25 | 都市ガス | | 4 | ○ |
| 92 | 高尾台中 | 601 | 第１体育館 | 高尾台 1-128 | | ○ | 1,118.27 | 都市ガス | | 4 | ○ |
| 93 | 緑中 | 433 | 第１体育館 | みどり 2-3 | | ○ | 1,131.40 | 都市ガス | 塩害 | 5 | ○ |
| 94 | 港中 | 480 | 第１体育館 | 近岡町 217 | | ○ | 1,122.55 | 都市ガス | 塩害 | 5 | ○ |
| 95 | 北鳴中 | 569 | 第１体育館 | 小坂町北 95 | | ○ | 1,105.00 | 都市ガス | | 4 | ○ |
| 96 | 大徳中 | 505 | 第１体育館 | 観音堂町ト 35 | | ○ | 1,103.20 | 都市ガス | 塩害 | 4 | ○ |
| 97 | 清泉中 | 472 | 第１体育館 | 泉本町 3-3 | | ○ | 1,161.70 | 都市ガス | | 5 | ○ |
| 98 | 市立工業高等学校 | 692 | 第１体育館 | 畝田東 1-1-1 | | ○ | 1,131.03 | 都市ガス | 塩害 | 5 | |
| 99 | 市立工業高等学校 | 同上 | 第２体育館 | 同上 | | 同上 | 889.00 | 都市ガス | 同上 | 4 | |
| 100 | （旧）野町小 | | 第１体育館 | 野町 3-11-1 | ○ | ○ | 635.80 | LPG | | 3 | ○ |
| 101 | （旧）材木町小 | | 第１体育館 | 材木町 13-12 | ○ | ○ | 567.00 | LPG | | 2 | ○ |
| 102 | （旧）此花町小 | | 第１体育館 | 此花町 2-7 | ○ | ○ | 454.65 | 都市ガス | | 2 | ○ |
| 103 | （旧）馬場小 | | 第１体育館 | 東山 3-9-30 | ○ | ○ | 662.64 | LPG | | 3 | ○ |

| No. | 施設名 | 児童生徒数<br>（令和８年５月１日時点） | 対象諸室 | 住所 | 避難所区分<br>〇：拠点避難所<br>空欄：指定避難所 | 都市ガス<br>供給エリア | 床面積<br>（㎡） | エネルギー<br>種別 | 重塩害・<br>塩害地区 | 室外機台数<br>（56kw/台） | 課金システム<br>（料金徴収システム） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 104 | （旧）東浅川小 | | 第１体育館 | 浅川町イ 140-1 | 〇 | | 671.07 | LPG | | 3 | |
| 105 | （旧）俵小 | | 第１体育館 | 俵町へ乙 2 | 〇 | | 459.00 | LPG | | 2 | 〇 |
| 106 | （旧）三谷小 | | 第１体育館 | 宮野町ニ 277 | 〇 | | 699.60 | LPG | | 3 | 〇 |
| 107 | キゴ山ふれあい研修センター青少年交流棟 | | 第１体育館 | 小豆沢町ヲ 4 | | | 720.00 | 電気 | | 3 | |

※　施設台帳からステージを含むアリーナ面積を算定した。

※　各対象施設の空調設備等に必要となるエネルギーの種別（ガス・電気）については「別紙１　本事業の対象施設一覧」のとおりだが、設置スペースの関係などにより、本市が示したエネルギー種別では施工できないことも想定されることから、設計業務のなかで本市と協議のうえ最終的に決定する。なお、エネルギーの種別を変更する必要がある場合には、本市に変更の理由を提示し承認を得ること。